

ひょう被害を受けたうめ生産者の方々の
礼^{れい}肥^{ごえ}の購入を支援します
～うめ生産安定緊急対策事業～

和歌山県では、令和7年4月のひょう被害を受けたうめ生産者を対象に「次期作に向けた安定生産の取組」を進めるため、礼肥（次期作に向けた最初の肥料）購入費の一部を支援します。

◆補助対象者

令和7年4月のひょう被害を受けたうめ園において、次期作に向けた栽培管理を行う農業者等

※果樹共済若しくは収入保険の加入者または加入意向者が対象となります

◆補助対象経費：令和7年度施用の礼肥購入費

※礼肥以外の肥料（基肥・実肥）は補助対象となりません

※「購入・納品」が令和7年4月1日から令和7年8月31日までに完了し、「支払い」が令和7年12月31日までに完了した礼肥が対象となります

◆補助金額：下記金額のいずれか低い方の金額（詳細は裏面資料 ご参照）

金額1：礼肥購入費（税抜）の15%相当額

金額2：被害園での令和7年産うめ生産量に応じた補助上限額

◆申請期限：令和8年1月9日（金）

※市町村発行の罹災証明書が必要となりますので、余裕をもって申請してください

◆申請・問い合わせ先：各振興局農業水産振興課

（連絡先）

農林水産部農業生産局果樹園芸課果樹班

担当：小谷、井沼

電話：073-441-2902（内線 2902）